

200. 西谷窯跡採集の

須恵器について

西谷窯跡は琵琶湖北東部の滋賀県坂田郡山東町大字烏脇に所在する。坂田郡は地形によって三つの地域に分かれるが、山東町はその名の示すとおり、郡域を東西に二分する横山丘陵の東側に位置する。遺跡の所在する烏脇の地は、町域の北西部を占める「和名抄」大原郷の比定地域内にあり、中世においては近江守護の一族・佐々木大原氏の本拠地となった大原荘が成立している。

今回ここで紹介しようとする遺物は、昭和58～60年度の3ヶ年にわたって実施された、山東町内遺跡詳細分布調査^①に際して採集されたものである。窯跡推定地は烏脇集落の西側の小字森越に所在し、現在は同集落の共同墓地として使用されている。調査を担当された奈良俊哉氏によると、昭和59年(1984)12月13日に現地を踏査したところ、近時新しく埋葬のおこなわれた形跡があり、その攪乱土中などから多量の土器片が採集されたという。

平成4年(1992)5月14日、奈良氏に案内をお願いし、あらためて現地を踏査したところ、次のような知見を得ることができた。①遺跡は東側に開口する小支の開口部北側に位置する。②遺物の散布は墓地内でも北側の、丘陵南側斜面の裾部付近に集中する。③採集される遺物には須恵器片と認められるものが圧倒的に多い。④遺物のなかには焼き歪みの著しいもの、不要な粘土塊の熔着したものなどがある。⑤墓地周辺の丘陵斜面には小規模ながらテラス状の平坦地が多数認められる。

以上の知見を総合して判断すると、墓地の北側の丘陵南側斜面に須恵器の窯跡が存在する可能性が高い。ただし窯跡の基数については現状では不明と言わざるを得ない。なお⑤で指摘したテラス状の平坦地については横山城関係の遺構である可能性を考慮したほうがよいと思われる。

つぎに西谷窯跡の須恵器について報告したいが、これについては、すでに林純氏の研究^②があり、図2に示

した遺物から京都府準上り窯跡群Ⅲ段階^③に比定されている。林氏報告分を参照しつつ図3～4に示した西谷窯跡の須恵器の主な特徴をあげると、①蓋坏にA類(1～6)とB類(15～19)の2種類がある。②坏蓋のA類に法量の異なるI類(1～2)とII類(3～6)がある。③坏蓋A I類の口径は10cm弱、蓋坏B類の口径は9cm～10cm強である。④坏蓋A II類の口径は13cm弱を測る。⑤坏蓋A II類の生産量が一定量認められる。⑥脚部に透かしがなく、かつこれを上下に区分する沈線のない高坏^④が認められる。(※20～34は、天地逆転

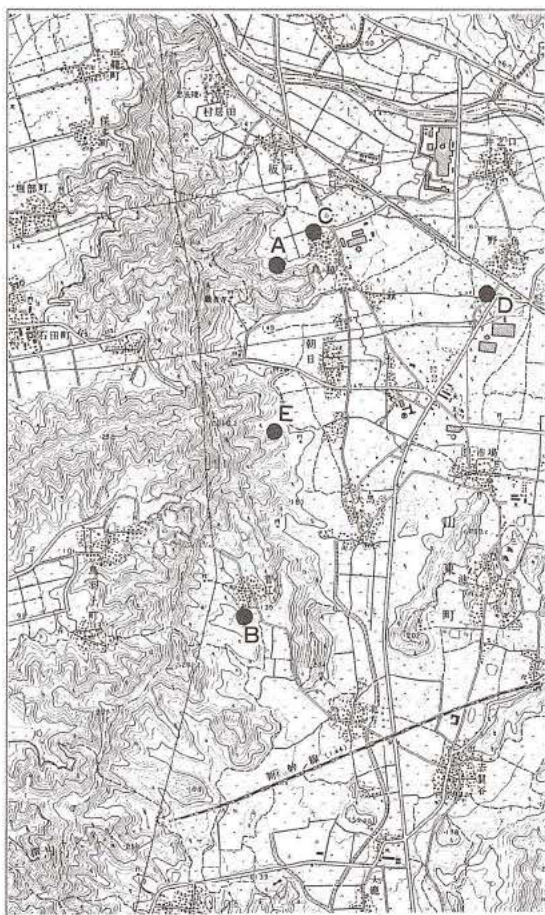


図1 西谷窯跡と関連遺跡の位置(1:5,000)

A: 西谷窯跡、B: 菅江窯跡、C: 烏脇遺跡
D: 今中遺跡、E: 深沢谷遺跡

の可能性あり。)

以上の西谷窯跡の須恵器の形式学的特徴や器種構成、とくに⑤の特徴を考慮すると、その編年の位置付けは従来考えられているより、やや新しく考えたほうがよいだろう。窯跡数は1基とは限らないという知見を考え併せると、現状ではやや幅をもたせて、おおむねTK217の新段階～TK46の古段階、おおよそ飛鳥Ⅱ～Ⅲ期の範疇に比定してよいと思われる。暦年代では一応650年前後を中心に考えておきたい。

なお湖北地域においては瓦窯跡も含めて現在、9基の窯跡の存在が知られている。このうち須恵器窯跡は7世紀から8世紀にかけて、おおよそ旧の郡に一箇所の割合で、2～3基からなる小規模な窯跡群の形成が認められる。坂田郡内においては横山丘陵上に、ほぼ確実な窯跡として西谷窯跡、菅江窯跡^④が認められるほか、烏脇遺跡、深沢谷遺跡、今中遺跡など、他にもいくつかの窯跡推定地が知られている^⑤。

林純氏はこの横山丘陵上の須恵器生産について、坂田郡内に大阪・陶邑を本来の本貫地とする小竹田史身^⑥、大村白麻呂^⑦の存在が知られることから、郡内の須恵器生産に両氏の関与を考え、陶邑窯跡群からの工人の派遣・分与を、郡内における須恵器生産開始の直接

的な要因と推察している^⑧。氏族の出自とその性格を背景とした魅力ある説ではあるが、郡内で須恵器生産が始まる7世紀の段階においてはすでに、滋賀県内のみならず西日本のほぼ全域において、旧の郡を単位とするような小地域にまで須恵器生産が及んでいる。大村・小竹田史両氏が郡内の須恵器生産に関与した可能性をいささかも否定するものではないが、こうした全国的な状況を考慮すれば、たとえ「地方」の須恵器生産といえども、もはやこの段階では必ずしも陶邑か

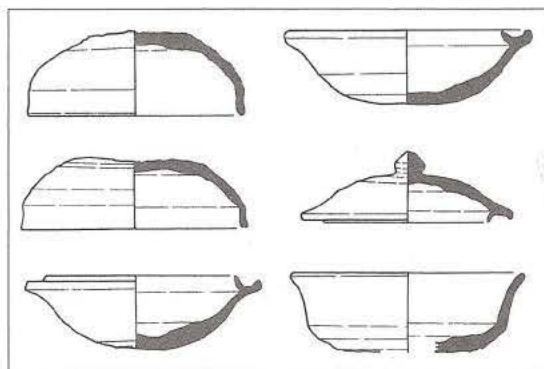


図-2 西谷窯跡採集の須恵器Ⅰ(注②より)

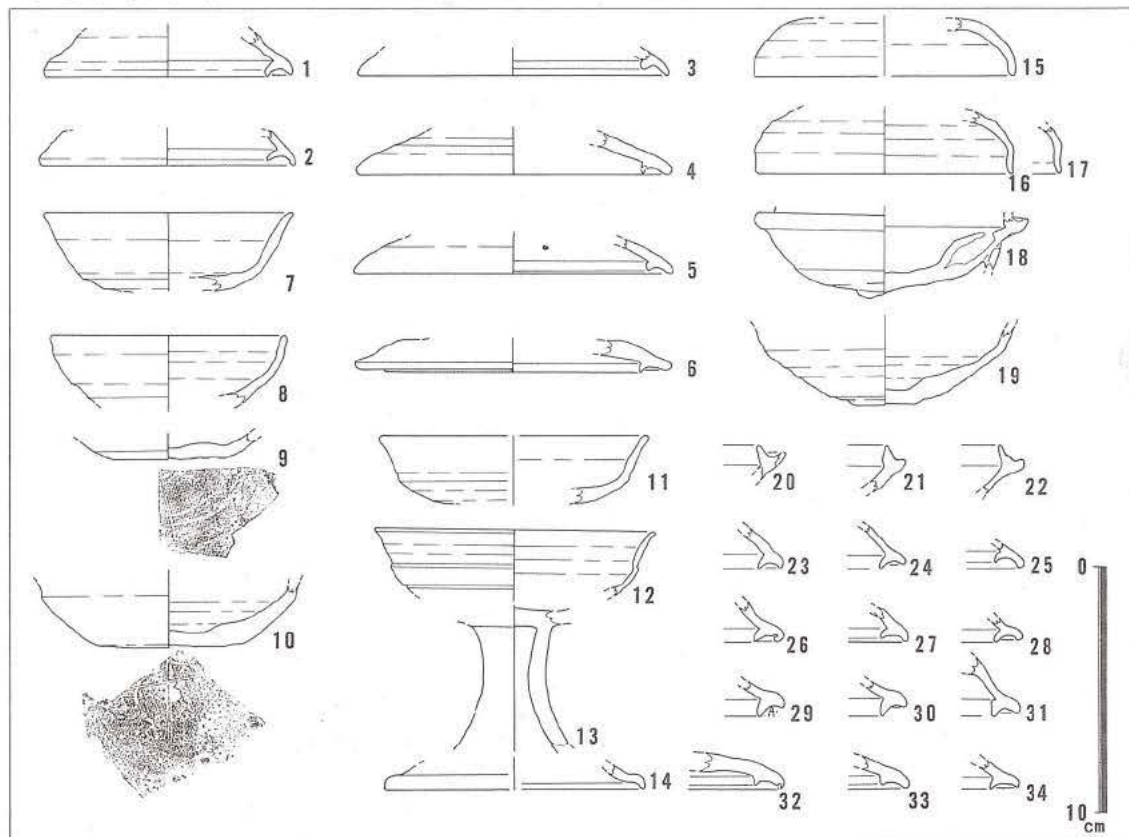


図-3 西谷窯跡採集の須恵器Ⅱ

らの直接的な工人の移動まで考える必要はないだろう。

一方、表1および図5に示すのは、9世紀以前の史料から判明する坂田郡司^⑧と9世紀前葉における山東町域3郷の住民^⑨である。これによると西谷・菅江の両寮跡が営まれた大原・長岡両郷の範囲内には、郡領関連氏族の酒人^⑩・息長両氏の居住していたことがわかる。そこでこうした郡領級の有力氏族が檀越になると推測される同時代の古代寺院跡について考えると、現在、山東町域におけるそうした性格の遺跡は、同町本郷の法泉寺遺跡が知られるのみである。しかしながらこの遺跡も立地条件や米原町三大寺廃寺との瓦類の共通性^⑪を考慮すると生産関連遺跡の可能性も高いことから、いまのところ山東町域には確実性の高い古代寺院跡はみあたらないことになる。したがって当該地域は、少なくともそうした郡領級の有力氏族の

中心的な居住地域ではなかった可能性が高いと憶測される。7世紀代における山東町域の特性は、こうした地域にあって生産遺跡が集中するという点に認めよう。おそらくこうした生産遺跡の導入を契機として有力氏族の勢力が進出し、周辺部の新たな開発が進展したものと憶測される。(北村 圭弘)

注

① 田中勝弘・奈良俊哉「坂田郡山東町内遺跡詳細分布調査報告書」山東町教育委員会・射野滋賀県文化財保護協会 1986)

② 林 純「近江における古墳時代須恵器生産の特質」〔滋賀考古〕第6号 滋賀考古学研究会 1991)

③ 木立雅朗氏は「菱田氏は1号窯より先に廃絶した2号窯の資料を準上がり窯の最終段階のものとしてあげ、遺構と遺物の前後関係に矛盾を生じている。」

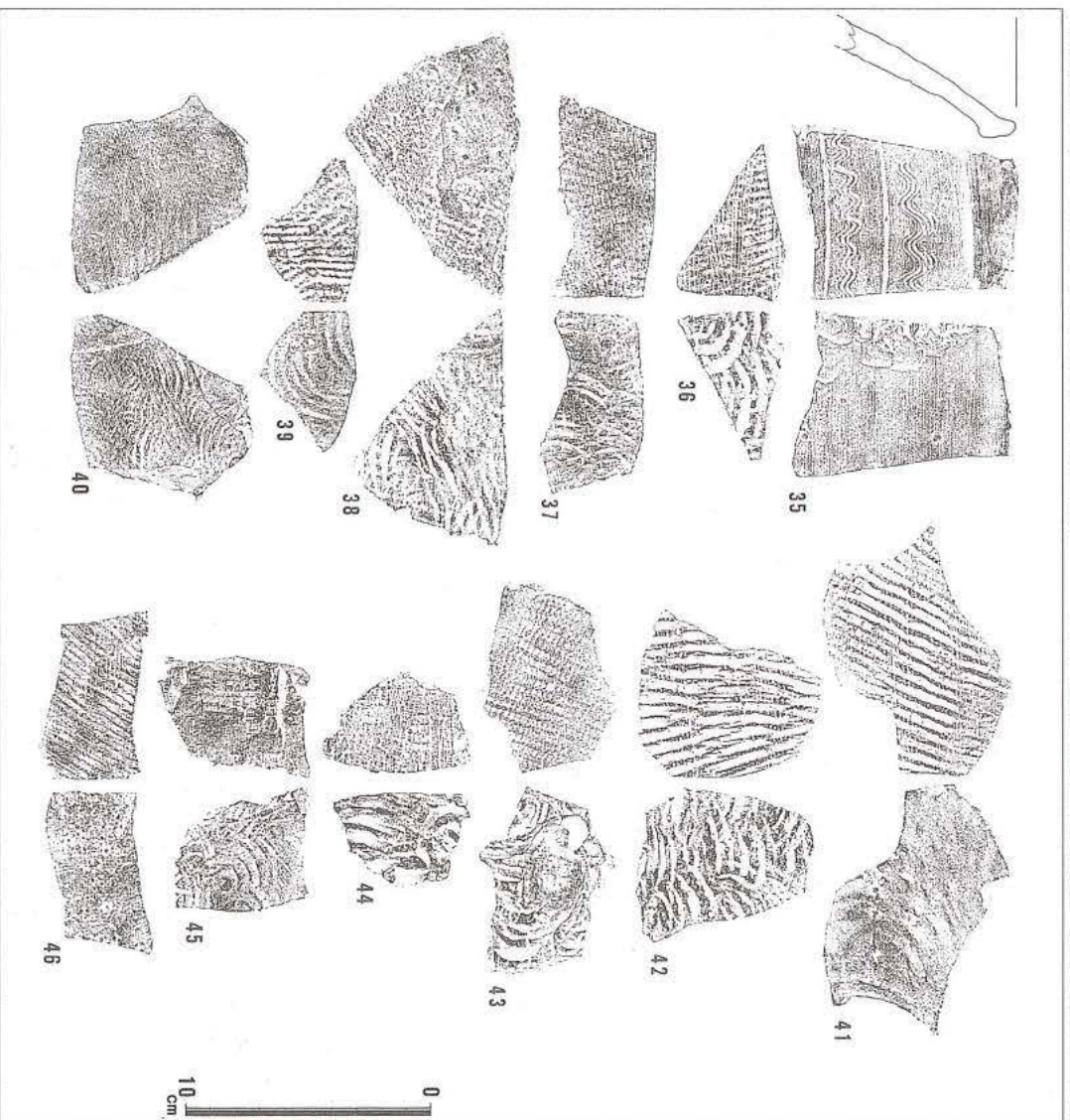


図-4 西谷寮跡採集の須恵器 3

表1 9世紀以前の坂田郡司(注⑧より)

天平19.12 (747)		
大領	坂田酒人真人新良貴	
少領	中臣嶋足	
主帳	穴太村主麻呂	
弘仁14.12 (823)		
大領	息長真人	
少領	穴太村主牛養	
主政	文忌寸	
副主政	湯坐連	
主帳	鳥次惟成	
天長10. 2 (833)		
大領	穴太村主	
副擬大領	息長真人	
少領	坂田酒人真人	
擬少領	比留臣	
副擬少領	息長真人	
主政	志賀忌寸	
擬主政	春日臣	
副擬主政	穗積臣	
承和 3. 3 (836)		
大領	穴太村主牛刀自国	
主政	志賀忌寸	
擬主政	春日臣	



図-5 9世紀前葉における山東町域3郷の住民(注⑨より)

天長9. 4 (832)	
承和 6. 3 (839)	
大領	穴太村主 <input type="text"/>
副擬大領	息長真人福麻呂 <input type="text"/>
少領	坂田酒人真人広公
擬少領	比留臣茵繼
副擬少領	息長真人
主政	志賀忌寸
擬主政	春日臣
副擬主政	穗積臣

と指摘している。(木立雅朗「造瓦組織の歴史的発展についての覚書」『北陸の古代寺院』北陸古瓦研究会編 桂書房 1987)

- ④ 発掘調査によると窯跡は2基存在したらしく、8世紀前葉～中葉の年代が与えられている。桂田峰男(『菅江遺跡発掘調査報告書』山東町教育委員会 1986)
- ⑤ 以上は注①文献による。注②文献は近江町黒堂支群をあげ、時期も8世紀中葉と記すが、その内容は明らかにされていない。
- ⑥ 『日本書紀』天智3年12月条
- ⑦ 『大日本古文書』廿五-334・天平宝字6年8月付

「近江国坂田郡上坂郷長解写」

- ⑧ 大橋信弥ほか「大東遺跡の発掘調査」(『北陸自動車道関連遺跡発掘調査報告Ⅰ』滋賀県教育委員会、(財)滋賀県文化財保護協会 1976)
- ⑨ 西本昌弘「第1編・第3章 奈良時代の近江国坂田郡」(『山東町史・本編』山東町 1991)
- ⑩ 大橋信弥「坂田酒人氏について—平城京「二条大路木簡」の発見と関連して—」(『紀要』第5号(財)滋賀県文化財保護協会 1992)
- ⑪ 北村圭弘「正恩寺遺跡出土の瓦について」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XV-1』滋賀県教育委員会、(財)滋賀県文化財保護協会 1988)